

保医発 0628 第 2 号
令和 6 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 1 4 (11) を次のように改正する。

- (11) 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体
ア 「30」の抗カルジオリピン I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、E L I S A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンI IgG抗体、抗カルジオリピンI IgM抗体、抗 β_2 グリコプロテインI IgG抗体及び抗 β_2 グリコプロテインI IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 　　医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 　　第3部 検査 　　　第1節 検体検査料 　　　　第1款 検体検査実施料 　　　　　D 0 0 0～D 0 1 3 (略) 　　　　D 0 1 4 自己抗体検査 　　　　　(1)～(10) (略) 　　　　　(11) 抗カルジオリビンI g G抗体、抗カルジオリビンI g M抗体、抗β_2グリコプロテインI I g G抗体、抗β_2グリコプロテインI I g M抗体 　　　　　ア 「30」の抗カルジオリビンI g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 　　　イ 「30」の抗β_2グリコプロテインI I g G抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CL-EIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 　　　ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインI I g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CL-EIA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p>	<p>別添1 　　医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 　　第3部 検査 　　　第1節 検体検査料 　　　　第1款 検体検査実施料 　　　　　D 0 0 0～D 0 1 3 (略) 　　　　D 0 1 4 自己抗体検査 　　　　　(1)～(10) (略) 　　　　　(11) 抗カルジオリビンI g G抗体、抗カルジオリビンI g M抗体、抗β_2グリコプロテインI I g G抗体、抗β_2グリコプロテインI I g M抗体 　　　　　ア 「30」の抗カルジオリビンI g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 　　　イ 「30」の抗β_2グリコプロテインI I g G抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CL-EIA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 　　　ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインI I g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CL-EIA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p>

<p>I A法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインII IgG抗体及び抗β_2グリコプロテインII IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p> <p>(12)～(30) (略)</p> <p>D015～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第4部～第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>I A法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインII IgG抗体及び抗β_2グリコプロテインII IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p> <p>(12)～(30) (略)</p> <p>D015～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第4部～第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>
---	--